国会事項

衆議院

選出通知

一月三十日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

坂本　哲志
寺田　稔
柴山　昌彦
階　猛

同予備委員

古賀　篤（坂本哲志の予備委員）
今野　智博（寺田稔の予備委員）
門山　宏哲（柴山昌彦の予備委員）
柚木　道義（階猛の予備委員）

指名通知

一月三十日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員小此木八郎、同萩生田光一、同松野博一及び同中川正春を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土審議会委員に衆議院議員金子一義、同細田博之、同森英介、同山本公一、同前原誠司及び同松浪健太を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員谷垣禎一、同二階俊博、同稲田朋美、同山本有二、同平野博文及び同小沢鋭仁を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

一月三十日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

石田　真敏
坂本　哲志
土屋　正忠
小川　淳也

又、同日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）

中村　裕之
前田　一男
高木　宏壽
逢坂　誠二
松木けんこう
今津　寛
務台　俊介
津島　淳
寺田　学
村岡　敏英
宮腰　光寛

（豪雪地帯対策分科会）

谷川　弥一
細田　健一
武部　新
松原　仁
下地　幹郎

（離島振興対策分科会）

議案送付

一月三十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十六年度一般会計補正予算（第1号）
平成二十六年度特別会計補正予算（特第1号）
平成二十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）
地方交付税法の一部を改正する法律案

質問書提出

一月三十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

前沖縄県知事が普天間飛行場の辺野古移設を承認した経緯を調査する第三者委員会に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

報告書受領

一月三十日内閣から次の報告書を受領した。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十六年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書

財務書類受領

一月三十日内閣から次の財務書類を受領した。

特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十五年度特別会計財務書類

参議院

議案提出

一月三十日議員から次の議案が提出された。

高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案（井上義行外二名発議）（参第1号）

議案受領

一月三十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十六年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第1号）
平成二十六年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第2号）
平成二十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第3号）
地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第1号）

議案付託

一月三十日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十六年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第1号）
平成二十六年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第2号）
平成二十六年度政府関係機関補正予算（機第1号）（閣予第3号）

予算委員会に付託

質問主意書提出

一月三十日議員から次の質問主意書が提出された。

名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第九号）
産科医療補償制度の見直しに関する質問主意書（糸数慶子提出）（第一〇号）

報告書受領

一月三十日内閣から、国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成二十六年七月一日から同年十二月三十一日までの間における同法の施行状況報告書を受領した。

また、同日内閣から、特別会計に関する法律第十九条第二項の規定による平成二十五年度特別会計財務書類を受領した。

辞令

（庶務部副部長）参議院参事　久良知　健

願により平成二十七年一月三十一日限り参事を免ずる（一月三十一日）

人事異動

公安調査庁

（岡山公安調査事務所長）法務事務官　岡本　**隆**行

神戸公安調査事務所長に配置換する

（公安調査庁調査第一部第二課総括課長補佐）同　西河　素史

岡山公安調査事務所長に昇任させる（以上一月三十日）

農林水産省

（在中華人民共和国日本国大使館参事官）外務事務官　青戸　直哉

農林水産事務官（大臣官房参事官）に転任させる（一月三十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ザンビア国大統領エドガー・ルング閣下の大統領就任につき、一月二十九日御祝電を発せられた。

公告

諸事項

工場財団

新潟県胎内市松波1013番40ＪＥＮ胎内ウインドファーム株式会社の新潟県胎内市松波1013番40ＪＥＮ胎内ウインドファーム株式会社風力発電所についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年2月3日

新潟地方法務局新発田支局

有権者申出方

元当局所属公証人佐藤康の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年2月3日　東京法務局

元当局所属公証人伊藤剛の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

平成27年2月3日　東京法務局